

「想いをかたちに!!」 ボランティア・市民活動の今とこれからを考える

# ボランティア OSAKA

VOL.66



2012 WINTER

特集

## 大阪府への県外避難者を 支援するボランティア・市民活動

東日本大震災からもうすぐ1年。  
被災地の復興とともに、新しい課題として浮上してきているのが、  
ふるさとを離れ全国各地に避難している人たち（県外避難者）への支援です。  
今回は、大阪に避難してこられた被災者を支える  
ボランティア・市民活動について考えてみました。

P. 2 避難者同士がつながり、支えあう  
県外避難者西日本連絡会「まるっと日本」  
今後10年以上の継続的な  
県外避難者への支援が必要  
NPO法人街づくり支援協会

P. 5 避難者をけっして孤立させない  
豊中市社会福祉協議会



P. 6 Vサイン  
大阪府市町村ボランティア連絡会



P. 3 公的支援から漏れている人たちを助けたい  
NPO法人オールアーバーハーツ 河内避難支援所  
P. 4 吹田市への避難者を招いて  
「親睦昼食会」を開催 復興支援すいた市民会議



P. 7 こまったときの社協ボラセン  
ボランティア活動の疑問や悩みにお答えします！

P. 8 ボランティア・市民活動保険 Q & A

# 特集

# 大阪府への県外避難者を支援するボランティア・市民活動

## 経済的、精神的に厳しい状況下にある県外避難者

大阪府内には、被災地からどのくらいの皆さんが避難してきておられるのでしょうか。

大阪府危機管理室のまとめ（昨年12月16日現在）によると、36市町村・1592人が府内各市の公営住宅等に住んでいます。しかしこれは総務省の「全国避難者情報システム」に登録している人たちの数で、実際にはもっと多くの方が大阪に避難しているとみられています。

そうした皆さんはさまざまに困難を抱えながら、慣れない土地での生活を余儀なくされています。昨年10月、危機管理室では府内に避難されている被災者を対象にアンケート調査を行いましたが、そこからも、県外避難者が経済的、精神的に厳しい状況のなかで懸命に暮らしておられる実態が見えてきます。

経済的困窮を訴える人のなかで、多いのが住宅の支援を求める声です。いま、府内の公営住

宅等に入居している方の家賃は無料ですが、これも「いつまで続くのか」といった不安を抱く人は多く、民間アパートなどに「自生避難」している人たちのかには家賃の公的援助が受けら

れない人も少なくありません。生活必需品の不足を訴える人も多く、何よりも「仕事が見つからない」と生活の見通しが立たないことに悩んでいる人が多くいらっしゃいます。

メディアなどでもあまり取り上げられない県外避難者の問題ですが、大阪でも少しずつ、こうした方々を支えるボランティア活動が各地で広がっています。

## 被災者同士がつながり、支え合う

### ◆ 県外避難者西日本連絡会

### 「まるっと西日本」◆

「関西に避難したときは、まるで外国に行ったみたいに不安でした」。こう話すのは、原発事故後すぐに福島県から両親や姉妹と一緒に避難してきた吉岡恵子さん。最初は関西弁になじめず、何を言っているかよくわからなかったとか。また、「遠慮せず何でも聞いてや」「足らんも

ざっくばらんな対応に、「戸惑つてばかりいた」と苦笑します。

そんな吉岡さんと茨城県から母子で避難してきた古部真由美さんとの2人が代表世話人となつて、昨年11月、避難者同士がつながり合うためのネットワーク「まるっと西日本」を立ち上げました。

「避難者同士で連絡が取れるようになれば少しは不安な気

持ちが和らぐのでは」と思ったことがネットワーク誕生のきっかけ。避難するときは、家族や知人に引き止められたり、ふるさとを見捨てる気か」と非難されたり…。それまでの生活はも失つてしまつた人も多く、そのショックから立ち直るためにも、避難者同士が早急につながり合う必要性を感じ、街づくり支援協会の全面的な協力のもと連絡会がスタートしました。

活動は主にメールや電話を通じて、避難者と連絡を取り合い、避難者同士で連絡が取れるようにになれば少しは不安な気

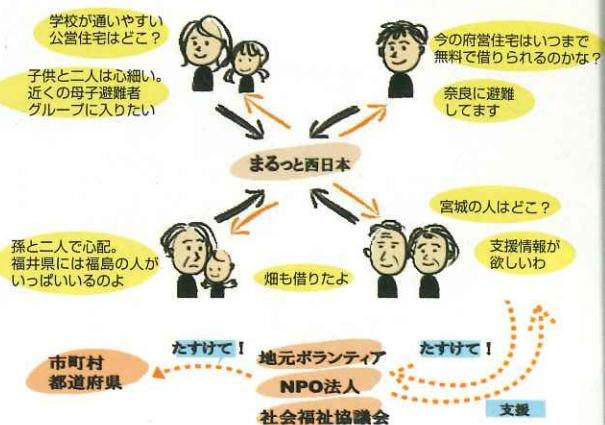


「まるっと西日本」が発足したときの記者発表

TEL 06-4964-1122  
http://maruttonishi.jimdo.com/  
Eメール maruttonishi@gmail.com

はしがみ  
気仙沼市階上地区 (2011年11月撮影)





報を提供したり、同郷の人と連絡が取れるように橋渡ししたりして、仲間づくりを行っています。ただ、避難者の置かれている立場は千差万別。公的避難か、自主避難か、原発被害か津波被

害か、母子での避難か家族全員での避難か、などの違いから互いに心を閉ざしがちになると言います。しかし、「私も含めてみんな将来に大きな不安を抱えている点では同じなので、その違いを乗り超えて互いに支え合えれば…。そんな思いで活動しています」と吉岡さん。

「阪神大震災を経験した関西の方はとても親切。さまざまな支援の輪が広がっているので、避難の方はもっと気軽に連絡してきてほしい」とも訴えます。

そして、深刻化する放射能汚染により、東京、神奈川など関東から自主避難してくる母子家族が増えるなか、支援に頼るだけでなく、放射能や食品の安全性などについての勉強会を開いて、自分たち自身が学び行動していく必要性を感じています。

## 今後10年以上は継続的な県外避難者への支援が必要

◆◆NPO法人街づくり支援協会◆◆

「まるっと西日本」の活動を全面的に支えているのが、NPO法人街づくり支援協会。「まるっと西日本」の事務局機能を担うとともに、避難者から相談や依頼が入ると、他のNPOやボランティア団体に連絡を取り、問題解決に向けての調整役を引き受けています。

「阪神大震災のとき兵庫県からも、その存在を行政に訴え続

いていました。当時は県外に出てしまふと支援が受けられなくなつたため、私たちは情報誌の発行、避難先での復興公営住宅の入居説明会の開催などを通じて、県外避難者を支援するとともに、その存在を行政に訴え続けられています。

月、東日本大震災県外避難者のための相談ホットライン「わたしはここにいます」（電話06-4964-1122）午前10時～午後5時・年中無休）を開設。さまざまな相談・支援にあたっています。その受け皿となるのが、「県外避難者支援団体メーリングリスト」。現在約100団体が登録し、例えれば、「布団3組希望」といった情報を流すと、支援できる団体が名乗りをあげ、避難者に布団が届けられるという具合です。

震災から1年がすぎると次々と公的支援が打ち切られ、雇用保険給付も終了してしまいます。そこで同会では、支援の継続を国や自治体に働きかける活動も行っていますが、全般的に支援が手薄になってきたという危機感を募らせてています。

「関西ではもう震災支援は終わつたと思っている人も多く、募金なども低調です。しかし避難から定住を考える被災者も増え、住居や仕事の確保といった、より困難な課題に直面しているため、今まで以上に物心両面にわたる支援をお願いしたいのです。少なくとも今後10年以上の継続的支援が必要になつてくると考えています」。被災地同様、県外避難者への息の長い支援が求められます。

## 公的支援から漏れている人たちを支えたい

◆◆NPO法人才オールアワーハーツ 河内避難支援所◆◆



被災者への支援を呼びかけるバザーを開催

TEL 072-971-1566  
<http://npo.sngm.net/osaka/>  
 Eメール allourhearts@mbc.nifty.com

そうした広域避難者の皆さんをサポートする活動を始めることにしたんです」と代表の小林祐子さん。「それでも、活動資金もなければ仲間も多くはなく、あるのは仲間数人のヤル気のみ。でも、一般の市民にも「なにか役立ちたい」という思いがあつれました。そこで、そうした思い（シーズ）と、避難されている皆さんのシーズをつなぐ活動をいち早く立ち上げた、というわけです。

もともとは、エイズなどの感染者支援と予防啓発に取り組んでいた団体なので、カウンセラーや保健師、看護士や介護福祉士などのネットワークは豊富。彼（女）らの協力も得ながら、妊産婦や若いお母さんの子育ての悩み相談、またコタツや毛布などの物品提供など、ソフト・ハード両面での避難者支援に取り組んでいます。言つてみれば、シーズとシーズのつなぎ役。これまで、約50件をコーディネートしてきましたが、11月には「笑える機会が欲しい」といふシーズに応えて、避難者を京橋花月に招待したことも。「私たちといはば県外避難者のための便利屋さん。活動を通じて強く思うのは、公的支援から漏れている避難者の方々が多くいらっしゃること。これからも、そんな人たちのお役に立つ活動を細くても長く続けていきたいです」と小林さんは語ります。



たこ焼きなどを食べながらの親睦昼食会

「義援金だけでなく、避難している方たちも同じ吹田市民なのだから、この人たちに何かできないだろうか」：そんな思いをもつ人たちがつながり、活動を始めたのが「復興支援すいた市民会議」。吹田市役所の呼びかけに約40の市民団体が応じ、避

難者の親睦昼食会を開いてきました。

田市の安心安全室が防災を考えるラウンジテーブルの開催を市民団体に呼びかけたことがきっかけでした。そこでは吹田の防災を考えるとともに、当然のように被災地支援が話し合われました。募金活動がすぐに始まりましたが、やがて吹田市に避難してきている人たちへの支援についても話し合われるようになつたのです。

いろいろ調べてみると「避難者同士がヨコにつながりたい」というニーズが多いことが判明。そこで避難者の親睦昼食会を開催することになつたと言います。

1回目（7月）は市内朝日町の喫茶スペース「カフェエんぽぽ」で、たこ焼きなど大阪の味をふるまいました。2回目（9月）は「夢つながり未来館」で押し寿司や生春巻きなどを提供。このときはガンバ大阪の選手も参加し、被災地の子どもたちとミニサッカーゲームで交流。3回目（11月）は屋外でバーベキュー！

「自然体験交流センター」で行われたこのときは避難者同士の交流に加え、親睦昼食会を主催する吹田市民との交流も意識し、支援している弁護士会の人たちも参加しました。

「避難者の皆さんがあつしやるのは、こうした交流会に参加することで『自分だけが孤立しているわけじゃない』と思えるの



第3回 親睦昼食会

「交流会への参加は毎回約10家族から20人ほどですが、いつも新しいご家族がお見えになります。吹田市には約80家族が避難されているようですが、定期的に開催して、多くの避難ご家族が互いに顔見知りになつていただけば」と、副代表でNPO法人「千里すまいを助けたい！」代表理事の片岡誠さん。

「バーベキューをしたときに最も孤立感にさいなまれる。でも、交流会に参加して互いにふるさとの話をし、情報交換をしきも言い合い、また私たち吹田市民とも交流することで新しいつながりができる。このことに喜びを感じていただいているようです」と谷川一二さん。自治会の会長をしながら市民会議の代表を務めています。

このように、自治会の会長もNPO関係者も一緒になつて活動しているのが「復興支援する市民会議」の特長で、「地縁組織の強みとテーマ型組織の強みを双方が発揮しながら、今後も避難者の皆さんに喜んでもらえる支援活動を継続していく」ことを3人は口を揃えます。

最近では、避難者向けの情報紙も創刊。「行政が提供する支援情報を継続して提供していきます」と長谷川さん。市民会議は事務局が吹田市の安心安全室に置かれしており、これからも行政と市民の協働による、継続的な避難者支援に期待したいものです。

## 大阪で開催される被災者支援の催し

入場無料

### シンポジウム「県外避難のこどもたちは、いま」

県外避難をされている家族や子どもたちに対して、関西でできることは何かを考えます。

日時 平成24年2月18日(土)  
13:20～17:00

会場 新大阪丸ビル別館4-3号室(大阪市東淀川区東中島1-18-22)

連絡先 NPO法人み・らいず  
TEL 06-6685-6699

13:00～15:10

会場 大阪国際交流センター(大阪市天王寺区上本町8-2-6)  
参加するには申込が必要です。

連絡先 大阪府社会福祉協議会  
TEL 06-6762-9471

### 震災復興応援イベント

「3.11.from KANSAI～まだまだ、これから～」(仮称)

東日本大震災から1年。ボランティア活動を振り返り、復興商品の販売、関西への避難者への情報提供などをを行い、関西から市民ができることがあります。

日時 平成24年3月10日(土)  
13:00～17:00、3月11日(日)  
9:00～18:00

会場 梅田スカイビル等(大阪市北区大淀中1丁目1-1-88)

連絡先 大阪ボランティア協会  
TEL 06-6465-8391

### 福祉と共生のまちづくり

フォーラム「防災から減災へ」  
被災地の社協から大震災を通じた体験を聞くほか、府内の施設・社協等の被災地支援を共有し、地域ぐるみで大阪における「減災」への取り組みを進めることを目的に開催します。

日時 平成24年2月27日(月)

豊中市社協の県外避難者支援の取り組み

◆平成23年4月7日 被災者激励の集い

豊中で安心して暮らしていただけるように、情報交換の場として被災者の方々同士の集いを開催

◆6月11日 リフレッシュ交流会

3市社協（箕面・池田・豊中）共同企画。箕面スパーガーデンにて、8世帯19名が参加

◆7月9日 被災者同士の交流会

情報交換と行政による避難者支援のための相談会

◆8月5日 被災者支援生活必需品の贈呈&懇談会

市内避難者にニーズを聞き取り、希望の生活用品16点を豊中ロータリークラブより贈呈していただく

◆9月22日 福島県から避難してきた被災者同士の交流会

◆10月25日 原発事故賠償説明会

◆12月2日 「私たちの3・11」出版披露パーティ

豊中市社協では、避難してきた人たちの生の声をまとめた小冊子『私たちの3・11』を発刊。被災体験を聞き取り、原稿にまとめたのは大阪府立大学の学生たちです。



地震の翌日、3月12日に災害支援対策本部を立ち上げた豊中市社会福祉協議議会。23日には早くも「被災者受入れ生活支援対応」検討会議を開き、29日には市営住宅に入居する被災者支援を開始しました。

「実はそれに先立ち、緊急に校区福祉委員会の会長会を開き、豊中への避難者にお渡しするタオルや石鹼、ティッシュペーパー、お米などを集めていました。避難者に一日も早く安心して暮らしていくために、市営住宅への入居が始まった29日

17年前の阪神淡路大震災の被災経験が大きかったようですが、以降、豊中市社協は被災地支援と並行し、市内への避難者支援に取り組んでいきます。

4月7日には「被災者激励の集い」を開催。慣れない土地で被災者同士がつながり、さまざま

こうした立ち上がりの早さは、17年前の阪神淡路大震災の被災経験が大きかったようですが、以降、豊中市社協は被災地支援と並行し、市内への避難者支援に取り組んでいきます。

現在、豊中では16世帯46人を支援していますが、避難されている方には、孤立して一人で悩んでいる方もいらっしゃいます。

でも交流会などに参加することで、悩んでいるのは自分だけではないことが分かり、そこでやつと安堵して落ち着かれる方も少なくないようです。

このように、避難者支援は物資の提供だけではなく、福祉マップなど、地域で生活していくう

## 避難者をけつして孤立させない！

### ◆豊中市社会福祉協議会◆

まな情報交換も行われました。これまでに6回の交流会などを開いてきましたが、これを市協単独ではなく、ボランティア、校区福祉委員会、民生委員と一緒になって取り組んでいます。合言葉は「避難者を孤立させない！」そして「個別につながろう！」

市営住宅に入居した県外避難者に家電品などを提供



内各地で開催したり、文房具を小・中学校から被災地へ送る橋渡し役を担うなど、「現地に出向けない市民の『心をつなぐ取り組み』をボランティアセンターとして心がけながら、これからも息の長い支援をめざします」と藤部さんは語ります。

こうした個別支援は、豊中市協が内閣府のモデル事業「パーソナルサポート事業」を受託していましたことも大きかったようで、避難者の皆さんをこの事業の対象として位置づけることが、きめ細かな支援につながっているようです。

また一方では東北物産展を市

以上、大阪府内に避難してこられた皆さんに対するさまざまが長期にわたることが予想されるなか、今後とも避難者の困難に寄り添う多彩なボランティア、市民活動が求められます。P4の催しなどにも、ぜひご参加ください。

## スキルアップ研修開催

## 大阪府市町村ボランティア連絡会

平成23年9月16日、大阪府市町村ボランティア連絡会は、府社協と共に、自分達のボランティア活動 $\alpha$ を考える「足湯ボランティアの効能とは?」をテーマにスキルアップ研修会を開催し、55人が参加しました。

戸大学都市安全研究センター学生ボランティア支援室の藤島玲治さんや大学生の竹内麻里さん、小島義広さん、吹田市に避難してこられた方の交流会を開催した「カフエたんぽぽ」代表・長谷川美津代さんが取り組みを報告。さらに、参加者が足湯を体験し、支援する側とされる側のコミニケーションがスムーズになることを実感しました。

続いて、桃山学院大学・学生支援課ボランティア活動支援室の脇坂博史さんの「コーディネーターのもと、平時の活動の中でネットワークをつくるための視点について考えました。

「足湯だけに限らず歌や踊り、カフェなど//://ニケーション

ボランティア活動  
交流コーナー

を保すツールを組み合わせると活動に幅が出てくる」「つながるときには、顔を合わせて共に汗を流すことが大切」「学生は大人たちに受け入れてもらっているという体験がうれしい」などの意見が出され、それぞれの活動を尊重し、必要なときにつながること、ネットワークを広げることが自分たちの活動の $\alpha$ になることを学びました。



足湯と手指のマッサージで笑顔がこぼれます

大会の同時開催イベントとして「ボランティア活動交流」一ナーナーを実施しました。府内市町村ボラ連がそれぞれ工夫を凝らして作成した活動紹介パネルを展示し、広報物も持ち寄って、参加者にボランティア活動の様子を知つてもらい、お互いの取り組みを知るよい機会となりました。



体験ブースで楽しく小物づくり

大阪府内のボランティアセンター一覧

大阪府ボランティア・市民活動センター TEL:06-6762-9631 FAX:06-6762-9679

参考…大阪市社会福祉協議会 大阪市ボランティア情報センター TEL：06-6765-4041／堺市社会福祉協議会 ボランティア情報センター TEL：072-232-5420

## 困ったときの社協ボラセン

# ボランティア活動の 疑問や悩みにお答えします！

ボランティアセンターはボランティアをする方、ボランティアの力を求めている方、NPOなどの市民活動の力になります！  
困った時はあなたのまちの社協ボラセンまで何でもご相談ください。問い合わせ先は右ページをごらんください。

## 個人 からの 質問

茨木市社協ボランティアセン  
ターの福永さんがあ答えします。

**Q** 個人での活動内容は主にどのようなものがありますか？

**A** 社会福祉施設や在宅での活動のニーズが多く寄せられます。施設であれば、利用者とのふれあい（趣味やレクリエーション時のサポートや簡単なお手伝い）や、季節ごとに開催されるイベント運営及びその際の移動支援などがあります。また、在宅であれば話し相手や社会参加時の外出、簡単な家事援助などです。

茨木市社協では福祉関係のニーズが多いですが、リサイクル活動など福祉ニーズ以外の活動についても各種ボランティアグループと連携し情報は集めており、一度ご相談ください。

**Q** 活動に入るまでに事前にすることはありますか？

**A** ボランティア活動は相手（ボランティアの力を求めている方）がいること。そして、お互いがよい関係を築ける事が大切です。そのためにはまず、ボランティアセンターで活動の心構えやルールの説明をしています。活動先が決まったら、ボランティアが安心して活動できるよう、コーディネーターが依頼者や施設職員と打ち合わせをし、活動の注意点などを伝えています。

**Q** 活動を継続するためにボランティアセンターから何か振り返りやフォローアップはありますか？

**A** ボランティア活動を続けていると、何かしらの悩みや疑問を持つことはよくあります。活動後の報告で、困ったことなどを聞き取り、次回の活動に活かせるようボランティアセンターの職員がご相談にのります。

個人での活動は、活動で感じたちょっとしたことを話し合えるような機会があまりないため、茨木市社協では毎月1回、個人ボランティアの交流会を開催しています。

交流会の参加者は、活動中に感じた色々な思いを話して共有したり、仲間を見つかりたりしています。時には受け入れ施設の職員にも参加してもらい、ボランティアを受け入れる側の意見も聞くことで、それが活動を振り返ることもあります。



交流会ではボランティアと施設のそれぞれの思いを共有。

## グループ からの 質問

大阪狭山市社協ボランティアセン  
ターの村田さんがあ答えします。

**Q** ボランティアグループはどのように設立されることが多いですか？

**A** 社会福祉協議会などが実施しているボランティア養成講座をきっかけに、受講したメンバーでグループを立ち上げることが多いです。大阪狭山市の場合は、社協主催のボランティア養成講座以外にも、ボランティアグループ連絡会など様々な団体が行っている養成講座をきっかけに、多くのグループが立ち上がっています。



音楽ボランティア養成講座では15人で新しくグループが立ち上がりました。

す。「仲間を探したい」などのご相談があれば、お気軽にボランティアセンターまでご連絡ください。

**Q** グループ結成にはどのような手続きが必要ですか？

**A** 特別な手続きは必要ありません。ただし、ボランティアセンターにグループ登録する場合は、それぞれの市町村社協で確認ください。登録することで、活動に必要な情報、活動のPR、グループ同士のつながりができるなど、グループ活動にプラスになることが多いのでぜひ登録をご検討ください。

**Q** ボランティアグループを運営していくうえで必要なことはありますか？

**A** 運営方法はグループによって様々ですので、特に決まりはありません。ただ、グループの多くは定期的（月1回程度）に会議を開き、反省会やメンバー同士の情報共有をしています。また、メンバーの誰かに負担が偏らないように、役割分担を決めていることが多いです。どのグループもメンバーの技術の向上や、相手の立場に立ったボランティアの実践、新しいボランティアの育成などのために、研修会やボランティア養成講座を実施しています。グループでの活動が軌道にのるまではお困りのこともあります。研修会の講師や他の団体の取り組みなどを紹介もできますので社会福祉協議会ボランティアセンターまでお越しください。

## ボランティア・市民活動保険

Q &amp; A

**Q** 非営利有償活動団体保険について、グループの活動の拡大により最大稼働人数が増えました。どのような手続きが必要ですか。

**A** 追加分の人数の申し込みが必要ですので保険加入手続きを行った社会福祉協議会までお越しください（準記名方式ですので名簿は提出不要です）。また別途追加保険料が必要です。料金は申込月によって変わります。適用は申込手続き完了後の翌月15日からです。

**Q** 移送中事故傷害保険について、使用する車両が替わった場合どのような手続きが必要ですか。

**A** 新しい車両の車検証（写し）の提出と申込内容の訂正が必要です。保険加入手続きを行った社会福祉協議会までお越しください。また法定乗車定員数が増加した場合は追加の保険料が必要です。料金は申込月によって変わります。適用は申込手続き完了後の翌月15日からです。

## 23年度「ボランティア総合補償制度」のごあんない

ボランティア活動中の事故に備えて  
ボランティア活動保険

補償内容	日本国内においてボランティアがボランティア活動中に、①偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②第三者の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」です。			
傷害部分	本人	Bプラン	Cプラン	
	ボランティア	死亡・後遺障害保険金額	1,500万円	900万円
	ケガ	入院保険金日額	8,000円	6,000円
	アイ	通院保険金日額	4,000円	3,000円
	ア	手術保険金	8・16・24万円	6・12・24万円
	特定感染症	補償します	補償します	
賠償部分	天災	X	補償します	
	対人	対人、対物共通		5億円限度（免責なし）
年間保険料		ボランティア1名あたり		
		500円	700円	
加入対象	社会福祉協議会に登録、届出または委嘱等の手続きを経ており、活動内容を把握しているボランティア団体			
対象活動	・無償であること（交通費、食事代など除く） ・自助活動ではないこと			
保険期間	平成23年4月1日から翌年3月31日まで (中途加入の場合は受付日の翌日から)			

各種イベント参加者の補償に  
ボランティア・市民活動行事保険

補償内容	日本国内において「ボランティアグループやNPO法人などの市民団体」や「社会福祉協議会の会員団体」が主催者となる行事活動中の、ボランティアスタッフや参加者のケガおよび主催者が賠償責任を負った場合に備えて加入していただくものです。※対象となる行事はパンフレットをご覧ください。			
傷害部分	本参加者	I型（宿泊なし）	II型（宿泊あり）	
	ケガ	死亡・後遺障害保険金額	500万円	
	アイ	入院保険金日額	3,000円	
	ア	通院保険金日額	2,000円	
賠償部分	対人	手術保険金	3・6・12万円	
	対物	1名 1億円限度（免責金額なし） 1事故 2億円限度（免責金額なし）		
		1事故 500万円限度（免責金額なし） 受託物のみ 1事故・保険期間中500万円限度		
		I型	II型	
保険料	A区分	30円	1泊2日	227円
	B区分	134円	2泊3日	280円
	C区分	262円	3泊4日	288円
加入対象	行事の主催団体で、社会福祉協議会、社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録されたボランティア・市民活動団体			
保険期間	行事期間中（開催前日までに受付が必要）			

各種NPO団体等の活動に  
非営利・有償活動団体保険

就業中のみの危険担保・準記名式契約特約（一部付保）付帯普通傷害保険/賠償責任保険（施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）

補償内容	ボランティア保険の対象外で、有償活動を行う団体が活動中に、①スタッフが偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②利用者などの身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」がセットされています。			
傷害部分	本人	Aプラン	Bプラン	
	ケガ	死亡・後遺障害保険金額	382万円	751万円
	アイ	入院保険金日額	3,000円	
	ア	通院保険金日額	2,000円	
	ア	手術保険金	3・6・12万円	
	対人	1名 1億円限度（免責金額なし） 1事故 2億円限度（免責金額なし）		
賠償部分	対物	1事故 500万円限度（免責金額なし） 受託物のみ 1事故・保険期間中500万円限度		
		年間保険料	4,900円	6,300円
加入対象	社会福祉協議会や加入要件（☆）を満たした、非営利活動を実施する団体・グループ。なお、活動実施主体が営利団体の場合は加入できません。 ☆社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録された団体・グループ			
保険期間	平成23年4月1日から翌年4月1日まで (中途加入者は加入手続き完了日の翌月15日から)			

移送サービス活動に  
移送中事故傷害保険

タイプI： 交通用具搭乗中の傷害危険担保特約付普通傷害保険

補償内容	日本国内で行われる移送サービス実施に伴い、自動車に搭載している間の急激・偶然・外来の事故により身体に障害を被った場合に、サービス実施主体の責任の有無に関係なく補償する「普通傷害保険」です。			
傷害部分	本参加者	I型（車両特定）		
	ケガ	死亡・後遺障害保険金額	266,0万円	
	アイ	入院保険金日額	3,000円	
	ア	通院保険金日額	2,000円	
賠償部分	対人	手術保険金	3・6・12万円	
	対物			
		年間保険料	2,000円（乗車定員1名）	
		加入対象	社会福祉協議会や加入要件（☆）を満たした、高齢者・障害者等に対する移送サービスを実施する団体。 ☆社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録された非営利の団体・グループ。活動実施主体が営利の場合は加入できません。	
保険期間	平成23年4月1日から翌年4月1日まで (中途加入者は加入手続き完了日の翌月15日～)			

この広告は保険の特徴を説明したものです。詳しくは各市町村社協に備え付けの各パンフレットをご覧ください。  
なお、上記の内容は平成23年4月1日から平成24年3月31日までのものです。

## 三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第三部 公務開発室 T540-8677 大阪市中央区北浜4-3-1

TEL.06-6233-1536 FAX.06-6220-3098

ホームページ www.ms-ins.com

この冊子は共同募金の配分金によって作成しています。

## 各種損害保険・生命保険取扱 (株) 島本保険事務所

T541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

大阪センタービル2階（伊藤忠ビル）

TEL.06-6252-4520 FAX.06-6245-4686

【傷 A0804115 / 賠 B 080108】